

2 障害者手帳の交付を受けるには

①【身体障害者手帳】

この手帳は、身体障害者が各種サービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害を有する方に交付されます。

＜障害の種類＞ いずれも、一定以上で永続することが要件とされています。

- ・視覚障害
- ・聴覚又は平衡機能の障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・肢体不自由
- ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・小腸の機能の障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・肝臓の機能の障害

＜程度＞ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

（7級の障害は、単独では交付対象とはなりませんが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となります。）

＜必要なもの＞ 指定医の意見書（専用の様式かつ指定医が作成したもの）、顔写真（横3cm×縦4cm）、個人番号がわかるもの

＜手続き窓口＞ 障害福祉課 障害福祉担当
大井川市民サービスセンター 受付担当

②【療育手帳】

この手帳は、知的障害者が各種サービスを受けやすくするために交付されます。

＜程度＞ 「A」…重度、「B」…中軽度
㊤ 原則として3才以上からです。

＜手続き窓口＞ 障害福祉課 障害福祉担当
大井川市民サービスセンター 受付担当

㊤ 交付後、次のような場合には、届出が必要です。

- ・手帳を紛失又は破損したとき
- ・新たな障害が加わったり、障害の程度が変化したとき
- ・氏名および住所を変更したとき
- ・県外又は政令市に転出するとき
- ・死亡したとき

③【精神障害者保健福祉手帳】

この手帳は、精神障害者の社会復帰や社会参加のために、また、各種サービスを受けやすくするために交付されます。

<申請手続き・方法>

手帳の有効期間は2年間です。更新時にも手続きが必要です。

申請・更新の手続きには、必要なものを持参して申請してください。

申請に必要なもの	新規申請	更新	紛失破損	等級変更	住所・氏名変更	死亡・手帳返還
医師の診断書（手帳用）又は障害年金証書	○	○		○		
印鑑	○	○	○	○	○	○
精神障害者保健福祉手帳（紛失の時は除きます）		○	○	○	○	○
顔写真（横3cm×縦4cm）（写真の添付を希望する方）	△	△	△	△		
個人番号がわかるもの	○	○	○	○	○	

<手続き窓口> 障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

<程度> 障害程度が重い順に、1級・2級・3級となります。

病状に変化があったときは等級変更申請ができます。

<その他> 紛失や記載事項の変更があったときは、速やかに届け出てください。

お知らせ

焼津市内の下記の施設で、障害者手帳提示の代わりにデジタル障害者手帳「ミライロID」を利用してスマートフォンの画面を提示することで、障害者減免の適用を受けられるようになりました。

利用できる施設

焼津市総合体育館トレーニングルーム、焼津市総合体育館ランニングコース、焼津市総合グラウンド陸上競技場（個人利用のみ）、青峰プール、ディスカバリーパーク焼津天文学館、ディスカバリーパーク焼津水夢館、焼津市総合福祉会館「ウェルシップやいづ」浴室、焼津市大井川福祉センター浴室、アクアスやいづ

④減免の詳細については各施設のウェブサイト等でご確認ください。

⑤利用者の年齢、居住地、障害の有無を確認するため手帳の原本等の確認を求められます。

【ミライロIDとは】

株式会社ミライロが開発したデジタル障害者手帳です。手帳に記載された情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリです。詳しくは「ミライロID」のウェブサイトをご覧ください。（URL <https://mirairo-id.jp>）